

報道機関各位

町営住宅入居者募集のお知らせ

下記のとおり、町営住宅の募集を行います。募集の住宅は、沢団地7戸・上古田団地3戸の合計10戸です。

詳細につきましては、役場建設課に問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

1 募集期間

平成29年2月1日（水）～17日（金）

2 入居資格

- ・町内在住又は在勤
- ・所得制限あり（所得控除後の収入月額15万8千円以下が対象・60歳以上か身体障がい者世帯の場合は収入月額21万4千円以下が対象）
- ・基本同居親族有り（単身者条件付入居可）等

3 入居申込みに必要な書類

- ・公営住宅入居申込書
- ・住民票（入居者全員）
- ・平成28年度（平成27年中所得）所得証明書
（15歳以上の入居者全員。ただし中・高生は除く）
- ・完納証明書（15歳以上の入居者全員。ただし中・高生は除く）
- ・連帯保証人確約書（町内在住者）
- ・その他状況・入居資格により必要な書類があります。

添付資料 有 無

建設課建設管理係
(課長)柴 敏夫 (担当)藤澤幸子
電話：0265-79-3111 (内線) 175
FAX：0265-79-0230
E-mail: kensetsu@town.minowa.nagano.jp

新聞社 各位

お世話になっております。下記事項につきまして記事掲載をお願いいたします。
詳細につきましては、役場 建設課への問い合わせをお願いします。

町営住宅入居者募集のお知らせ（抽選）

募集期間：平成29年2月1日（水）から2月17日（金）（土・日は除く）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

入居資格：箕輪町公営住宅管理条例第5条によります

申込方法：必要書類を建設課 建設管理係までお持ちください

必要書類：◎申込者全員の方が必要な書類等

・公営住宅入居申込書

・住民票【入居者全員】

・平成28年度所得証明書【15歳以上の入居者全員】中・高生は除く

※平成28年6月以降に発行されたもの

・完納証明書【15歳以上の入居者全員】中・高生は除く

・連帯日承認確約書（町内在住1名）

※状況により源泉徴収票、年金証書の写、給与証明書、退職証明書等が必要になります。

◎その他入居資格に関わる必要書類

・婚姻証明書・・・婚約中でこれから結婚される方

・身体障害者手帳の写し・・・身体障がい者の方

・外国人登録済証明書・・・外国人登録をしている方

※受付時に審査を行い入居資格に適合しない場合、受付しません。

※受付後であっても、入居資格に適合しないことが判明した場合には書類を返却します。入居資格を満たす方のみ抽選会へ参加できます。

◇内覧会：平成29年2月13日（月）午前10時00分～

※完全予約制となります。〔受付：平成29年2月1日（水）～2月17日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで〕

箕輪町役場 建設課 建設管理係 までお問い合わせ下さい。

◇抽選会：平成29年2月23日（木）午後6時00分～ 役場2階 203号会議室

※抽選会の開始時間までに入室されていない場合は、入居辞退したものとみなします。

選考方法：申込み住宅タイプごと抽選します

入居説明：抽選会終了後

入居日：平成29年3月10日（金）以降 敷金（法定家賃3ヶ月分）納入後

募集住宅 *一家族一住宅のみの申し込みとします

団地名	部屋番号	構造	間取り	トイレ	最高家賃	最低家賃	建築年
沢	116・121号	2階建	2LDKB	汲取式	13,600円	9,100円	S49
〃	138・141号	2階建	2LDKB	汲取式	14,400円	9,700円	S50
〃	145・146・153号	2階建	2LDKB	汲取式	15,300円	10,300円	S50
上古田	175・176・182号	平屋建	3KB	汲取式	11,700円	7,800円	S52

注：1. 最高家賃額は入居時一般階層世帯の場合を例としています。（月額所得15万8千円）

※ 家賃は所得により変わります。

間取り記号凡例：算用数字＝部屋数 K＝台所 L＝居間 DK＝台所兼食堂

B＝浴室のみ Y＝風呂釜・浴槽付風呂

2. 末尾Bタイプの住宅は浴室のみですので風呂釜・浴槽は持ち込みとなります。
3. 団地内では自動車の駐車保管は原則として1軒につき1台、周辺道路は駐車禁止です。
4. 犬・猫などのペットは、まわりの方々の迷惑となりますから飼うことはできません。

<入居資格>

（箕輪町公営住宅管理条例第5条）

下記のすべてを満たすことが入居資格として必要です。

1. 同居親族があること

現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

注：単身入居資格がある者

- ・60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた方
- ・生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 ほか

2. 入居収入基準

所得控除後額 月額15万8千円以下

*60歳以上または身障者世帯（1級から4級）の場合

所得控除後額 月額21万4千円以下

3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

4. 町内に居住し、又は主たる勤務場所を有する者であること。

5. 市町村税を滞納していない者であること。

6. 箕輪町内に居住し、かつ入居決定者と同等以上の収入を有するとともに、入居者の債務を負担する連帯保証人があること。

7. 外国人の場合、永住者又は定住者で在留期間1年以上ある者。

8. 入居者、若しくは同居者が暴力団員ではないこと。

<同意事項>

1. 自治会に加入し、自治会活動に参加してください。

（役員をお願いすることがあります）

2. 自治会費、区費、消防費などの納入があります。

3. 入居後、申込書に虚偽の記載が分かった場合、強制退去となります。

4. 迷惑行為（騒音、異臭など）があり改善がない場合、強制退去となります。